

賃貸借契約書（案）

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と
（以下「乙」とい
う。）は、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、その所有する次に掲げる物件（以下、「契約物件」という。）を甲に貸し付
け、甲はこれを借り受けるものとする。

物件名 福井県立大学第二共通情報演習室情報機器等賃貸借
履行場所 永平寺キャンパス第二共通情報演習室

（契約期間）

第2条 契約期間は、平成29年11月1日から平成34年10月31日までとする。
2 前項にかかわらず、翌年度以降において、甲の収入支出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

（賃貸借料）

第3条 この契約による賃貸借料は、金 円（うち取引に係る消費税額およ
び地方消費税の額 円）とする。

（内訳）

月額金 円（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額
円）

平成29年11月1日～平成30年3月31日 金 円
(うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 円)

平成30年4月1日～平成31年3月31日 金 円
(うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 円)

平成31年4月1日～平成32年3月31日 金 円
(うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 円)

平成32年4月1日～平成33年3月31日 金 円
(うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 円)

平成33年4月1日～平成34年3月31日 金 円
(うち取引に係る消費税額および地方消費税の額
円)

平成34年4月1日～平成34年10月31日 金 円
(うち取引に係る消費税額および地方消費税の額
円)

2 前条に定める賃貸借期間の始期および終期が月の途中に係るときは、当該月分の賃貸借料は、日割り計算により算定した額とする。

(契約保証金)

第4条 ア 乙は、甲に契約保証金として、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納入するものとする。

イ 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(契約金の支払)

第5条 乙は、毎月末日において甲の検査を受け、当該月分の支払を甲に請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理した日の翌月の 25 日までに支払うものとする。

ただし、25 日が日曜日、土曜日および国民の休日の場合はその翌銀行営業日とする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに賃貸借料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(機器等の引渡)

第6条 乙は、機器等を第 1 条に定める契約の履行場所に設置し、甲が使用できる状態に調整して、甲に引き渡すものとする。

2 機器等の引渡にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(機器等の保守)

第7条 乙は、甲が機器等を常に良好な状態で使用できるよう、乙の負担において定期的な点検、運用管理および摩耗部品の取り替え等、保守の責任を負うものとする。

2 乙は、前項の規定による保守計画・保守要員を、あらかじめ甲に報告するものとする。

(保守要員の立ち入り)

第8条 前条の規定により保守要員が甲の施設に立ち入るときは、当該施設の管理者の指示に従わなければならない。

(障害の復旧)

第9条 乙は、甲から機器等に障害が発生したとの通知を受けたときは、すみやかに現地に赴き障害の復旧につとめるものとする。

(機器等の追加または取り替え)

第10条 機器等に新たな機器等を追加し、または機器等の一部を取り替えるときは、あらかじめ甲乙協議のうえ、書面をもって行うものとする。

2 前項の規定による追加または取り替えにより契約内容を変更する必要が生じたときは、変更契約を締結するものとする。

(設置場所の変更)

第11条 第4条に定めた契約の履行場所を変更するときは、あらかじめ甲乙協議のうえ、書面をもって行うものとする。

(機器等の返還)

第12条 甲は、契約期間が終了したときは、すみやかに機器等を乙に返還するものとする。
2 機器等の返還にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(善良な管理者としての義務)

第13条 甲は、機器等の引渡完了から返還まで、善良な管理者の注意をもって機器等を管理しなければならない。

(保険の付与)

第14条 乙は、この契約期間中継続して、乙の負担により契約物件に損害補償保険を付与するものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができる。
(1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
(2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
(3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
(4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
(5) 契約の解除を申し出たとき。
(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第16条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として賃借期間全期間分の賃借料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生した時は、甲はその超過額を請求することができる。
2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による再委託の承認を得た場合は、この限りでない。
2 前項において、乙は、再委託の承認を求める場合は、再委託先、再委託の理由、再委託す

る業務の内容、再委託先が取り扱う情報、およびその他再委託先に対する管理方法等を記載した「再委託承認申請書」を提出しなければならない。

3 乙は、甲に対して再委託先の行為について全責任を負うものとする。

(賠償請求)

第18条 乙は、この契約の履行にあたって、その責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときはその損害の範囲内で賠償の責を負うものとする。

2 前項の損害賠償の額は、甲が実際に被った損害額とする。

3 業務の履行に関し、第三者に損害が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、甲と乙が協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第19条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ、または担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第20条 乙は、この契約によって知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

第21条 乙は、委託業務の実施において、別紙1「受託事業者における情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第22条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）」の適用を受ける。

2 乙は、個人情報の取扱に関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義についての協議)

第23条 この契約に定めのない事項、またはこの契約の履行に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 月 日

(甲) 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人福井県立大学
理事長 林 雅則

(乙)

<別紙1>

受託事業者における情報セキュリティに関する事項

(基本的事項)

第1 乙は、以下の受託事業者における情報セキュリティに関する事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負わなければならない。

(作業場所の特定)

第2 乙は、委託業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しありおよび外部送信を行ってはならない。

2 個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報（以下、「機密情報」という。）を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。

ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出し承認を得なければならない。

(甲の施設内での作業時における事項)

第3 乙が甲の施設内で勤務を行う時は、「情報セキュリティ管理要領」（平成20年4月1日公立大学法人福井県立大学要領第5号に規定する情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 第2で規定する機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙が使用する端末および記録媒体等は、甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んではならない。

ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。

3 乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 乙は、作業者および作業範囲等を明らかにした作業報告書を提出しなければならない。

(2) 乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。

(3) 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合にはこれを提示しなければならない。

(4) その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

(緊急時対応)

第4 乙は、情報漏えい、滅失その他委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、緊急時の担当者の連絡先を提出しなければならない。

(作業者IDおよびパスワード)

第5 乙は、次の各号に掲げる事項に留意して作業者IDおよびパスワードを取り扱わなければ

ばならない。

- (1) 作業者IDおよびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。
- (2) 作業者IDによるアクセスは必要最小限とすること。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、甲から提供された委託業務にかかる資料、情報および情報資産（以下、「関係資料」という。）を委託業務遂行以外の目的に使用してはならない。

(複写および複製の禁止)

第7 乙は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

(情報資産の返還)

第8 乙は、委託終了後、関係資料を返還しなければならない。

(情報資産の廃棄)

第9 乙は、第8に基づき甲に返還する関係資料および成果物以外の関係資料については、委託業務終了後速やかに廃棄を行わなければならない。

2 前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。

(実地調査および指示等)

第10 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および乙に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または委託業務実施に係る指示があった場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

(再委託先への適用)

第11 この「受託事業者における情報セキュリティに関する事項」は、契約書第17条の規定により承認された再委託先にも適用するものとする。

2 再委託先における情報セキュリティに関する責任は乙が負うものとする。

<別紙2>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報保護のための措置)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その事務に従事する者に対する監督その他の個人情報の保護のための措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、引き渡し、または廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(調査の実施)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、隨時調査を実施することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。